**令和６年度東海村イノベーション創出支援補助金**

**応募要領**

**令和６年4月**

**東海村産業政策課**

**申請期限**

**令和６年５月３１日(金)まで**

**１．事業の目的**

先端技術の活用等による新たな製品若しくは技術の開発若しくは高付加価値化若しくは生産性の向上又は省エネ機器等の導入により脱炭素経営を目指す村内の中小企業者に対し，これらに必要な経費の全部又は一部について，補助金を交付するものです。

**２．補助対象者**

次の全てに該当する方です。

（１）中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する

者。

（２）村内に事業所又は事務所を有する者。

（３）同一の申請内容で過去に他の公的機関等から補助金等を受けていない

者。

（４）村税を滞納していない者。

**３．補助対象事業**

**（１）製品・技術開発等事業　（補助上限：２00万円　補助率：2分の1）**

先端技術の活用等による新たな製品若しくは技術の開発若しくは高付加価値化を目指す事業

**（２）生産性向上事業　（補助上限：100万円　補助率：2分の1）**

先端技術を活用し，又は設備投資を行うことにより，生産性の向上を目

指す事業

※設備投資を行う場合は，村内において自ら使用する事業所等に当該設備を設置

すること。

※設備投資においては，単純な設備の入れ替えではなく，製品の品質・精度や大

幅な生産性の向上等が認められるものであること。

※中古装置の設置は対象となりません。

**（３）省エネ機器等導入事業　（補助上限：100万円　補助率：2分の1）**

省エネ機器等の導入により，脱炭素経営の推進を目指す事業

※ＧＸ（グリーントランスフォーメーション）に基づく環境への配慮ほか，

機器等の導入により利益の向上や新たな投資を促進するものであること

※中古機器等の導入は対象となりません。

**４．補助対象期間**

* 原則として単年度内において終了するものとします。なお、交付決定前の事前着手は認められません。
* **製品・技術開発等事業については，２箇年度を期間とすることができます。この場合，初年度に２年度分の申請が必要となります。**２箇年度の交付が認められたものについては，最終年度は選考委員会を必要としません。申請者から必要書類が提出された後，すみやかに審査・交付決定がされます。

**５．補助対象経費**

|  |  |
| --- | --- |
| 補助対象経費 | 内容等 |
| 材料費 | 原材料及び副資材の購入に要する経費 |
| 設備費 | 機械装置又は工具器具の購入，建造，改良，据付及び借用等に要する経費 |
| 外注費 | 製造，改良，加工，試験分析，設計，実験，デザイン，技術コンサルタント及びシステム開発等に要する経費 |
| 謝金 | 専門家に対する謝金等 |
| 旅費 | 専門家に係る交通費等（ただし，公共交通機関の利用を原則とする。） |
| 事務費 | 印刷製本費，資料購入費，通信運搬費，借料又は損料，調査研究費，広告宣伝費，通訳料，翻訳料，消耗品費等 |
| 産業財産権  取得費 | 特許権，実用新案権，意匠権又は商標権の取得に要する経費 |
| 人件費 | 研究開発に従事する者の人件費。ただし，情報サービス業（（統計法（平成１９年法律第５３号）第２条第９項に規定する統計基準である日本標準産業分類の大分類Gのうち、中分類３９の情報サービス業をいう。）に係る人件費に限る。 |
| その他の経費 | その他村長が必要と認める経費 |

下記の経費は対象外です。

* 中古設備の購入費
* 車両・運搬具の購入費
* 金融機関などへの振込手数料
* 消費税等の公租公課
* 汎用性があり，本事業以外にも使用できるものの購入費（例：事務用PCや3D-CADなど）
* 自社内の経費
* 上記の他，公的な資金の用途として社会通念上，不適切と認められる経費

**６．提出書類**

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 書類 | 製品・技術  開発等事業  （単年度） | 製品・技術開等発事業（2箇年度） | | 生産性向上事業  または  省エネ機器等導入事業 |
| 初年度 | 最終年度 |
| 交付申請書  （様式第1号） | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 事業計画書  （様式第2号） | ○ | 初年度分  ２箇年度全体分 | ○  （最終年度分） | ○ |
| 収支予算書  （様式第3号） | ○ | 初年度分  ２箇年度全体分 | ○  （最終年度分） | ○ |
| 主な事業内容，社歴等の概要を説明する資料 | ○ | ○ | ‐ | ○ |
| 登記事項証明書（個人の場合は住民票） | ○ | ○ | ‐ | ○ |
| 村税に未納がないことの証明書 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 前年度決算書  （写し） | ○ | ○ | ○ | ○ |
| その他村長が必要と認める書類 | 必要に応じて | | | | |

**※事業計画について**

●事業計画書のうち，期待される事業の効果については，製品開発等事業にあっては売上計画，生産性向上事業にあっては削減される時間や率，工数，省エネ機器等導入事業にあっては削減されるエネルギー量等，具体的な数値を用いて記載してください。

●原材料や設備の購入，役務の発注に際しては，村内事業者への発注をご検討

ください。

**※人件費について**

提出書類は下記のとおりです。

|  |  |
| --- | --- |
| 交付申請時 | 労働契約書（雇用条件通知書）、標準報酬決定通知書（写し）、就業規則、就業カレンダー等 |
| 実績報告時 | タイムカード（写し）、作業日報（写し）、賃金台帳、給与等を支払ったことが分かる書類（振込書類等） |

補助対象外の経費は下記のとおりです。

●研究開発に直接関係のない一般的な事務（経理事務や補助事業に係る提出

書類の作成事務等）に従事する者の人件費

●給与・報酬等の支払実績が確認できないもの

●就業規則等に定められた所定労働時間を超えて行われる時間外労働

●就業規則等に定められた休日に労働した時間（休日労働）

●個人事業主が自らに支払う報酬

**※申請に係る注意事項**

●申請できる補助事業は，１申請者につき，1年度当たり1事業とします。

●交付決定を受けた場合，その翌年度，翌々年度は申請することはできません。

交付決定を受けていない事業の申請もできません。

●申請にあたり，事業内容や書類の記載方法等について，必ず村の商工業者支援コーディネーターにご相談ください（問い合わせ先は下記のとおりです）。

東海村創業支援室

住所：東海村舟石川駅東3-1-1

（東海村産業・情報プラザ「アイヴィル」2階）

TEL：029-212-5700

# **８．選考・決定**

応募案件の採択にあたっては，東海村イノベーション創出支援事業選考委員会を開催し，その意見を聞いた上で決定いたします。申請者は，選考委員会において概要説明（10分程度）を実施して頂きます。

事業採択の可否は，交付（不交付）決定通知書により通知いたします。

製品・技術開発等事業であって２ヵ年度交付に係る申請を受ける場合は，初年度に最終年度の事業内容を含めて審査を行います。審査の結果，2ヵ年度交付の妥当性が認められた場合は，最終年度の選考考員会における選考はありません。ただし，書類の審査は実施いたします。

# **９．実績報告**

補助事業者は，補助対象事業が完了したときは，完了した日の翌日から起算して30日を経過した日又は当該補助年度の3月末日のいずれか早い日までに，次に掲げる書類を提出してください。

（１）実績報告書（様式第7号）

（２）事業成果書（様式第8号）

　（３）収支決算書（様式第9号）

　（４）支払を証する書類の写し

　（５）前各号に掲げるもののほか，村長が必要と認める書類

# **１０．補助金の確定**

報告を受けたときは，当該報告に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等を行い，補助事業の結果が補助金の交付決定の内容と適合すると認めたときは，交付すべき補助金の額を確定し，確定通知書（様式第10号）により補助事業者に通知いたします。

# **１１．交付の請求**

補助金の額を確定した後において，補助金を交付するものとします。ただし，必要と認められるときは，補助事業の完了前に補助金の全部又は一部を概算払で交付することができます。

補助金の交付を請求するときは，交付請求書（様式第11条）により村に請求してください。

# **１２．公表及び成果の発表**

交付が決定した場合，補助事業者の名称及び製品開発等の名称等を公表いたします。

また，成果報告会で，実施した内容を報告していただきます。2カ年度にわたる事業については，初年度においては初年度の報告および最終年度の計画，最終年度においては2カ年度全体の報告をしていただきます。

# **１３．その他**

申請内容の変更または中止，補助金によって取得した財産の取扱い等，本要領に記載のない項目については，要綱をご確認いただくか，産業政策課までお問合せください。

# **１４．問い合わせ**

**申請内容や書類作成に関すること：東海村創業支援室**

〒319-1118　那珂郡東海村舟石川駅東3-1-1

（東海村産業・情報プラザ「アイヴィル」2階）

TEL：029-212-5700

**補助制度や手続きに関すること：東海村産業政策課**

〒319-1192　那珂郡東海村東海3-7-1

TEL：029-282-1711 　MAIL：sangyou@vill.tokai.ibaraki.jp